

# 『小右記』にみえる錫紵事、期間と陰陽道の禁忌について

天岡 昌代

〔要旨〕 藤原実資が生きた平安時代中期は、安倍晴明ら陰陽師が頭角を現した時代である。宮廷行事を執り行う前に、先ずは彼らの勘申に始まり、日程の吉凶が確認されてから、吉日を選んで行われる。宮廷行事だけでなく、貴族個人の家内の行事や寺社仏閣の参詣など日常の生活に至るまで、陰陽道は深く浸透して行く。彼らの占い無くしては生活が立ち行かなくなるほど、なくてはならない存在になってくる。

今回は、天皇の錫紵事を取り上げ、喪葬令によって期間が決められた行事に、陰陽道の禁忌がいかに影響を及ぼすのか、貴族たちがそれをどのように受け止め、行動するのか。特に天皇の傍近くにおいて、天皇の仕事を取り仕切る藤原実資を代表とする為政者たちが、期間が決められた行事に陰陽道の禁忌が介入して、イレギュラーな事態が発生した時、どのように対応するのかを『小右記』に登場する事例をみながら検証する。また、

御衰日・御本命日など天皇自身に関わる陰陽道の禁忌と具注暦の暦注として書き込まれている重復日などの悪日や物忌など、その日に影響を及ぼす禁忌の取り扱い方を通して、どちらを重要視して儀式を執り行うのかなど、禁忌の違いによって重要度の違いが見えてくる。また、錫紵期間を決める際には、薨去した人物の政治上の立場と権力者（この時は藤原道長）の意向に左右される様子もうかがえる。

取り上げられることの少ない錫紵事であるが、実資をはじめとするこの時代の為政者の陰陽道の禁忌に対する考え方を知らうえて、意義のある研究である。

〔キーワード〕 藤原実資・錫紵・陰陽道・前例・重復日

## はじめに

今回の小稿では、天皇の錫紵事に陰陽道の禁忌がどのような影響を及ぼしたのか、その期間を中心に述べる。

錫紵とは、天皇が二等親以上の喪に服す時に着用する喪服のことである。『令集解』喪葬令に「錫紵者。錫色紵服耳。鑑黒日<sub>レ</sub>錫。然則。黒染淺色耳。」とあり、黒染めの浅い色の喪服の事で縫製は縫殿寮が行った。天皇は、この喪服を身につけ儀式を行った。

錫紵期間については、喪葬令に「天皇者太上天皇並同也。凡服<sub>二</sub>錫紵<sub>一</sub>并除<sub>二</sub>白衣<sub>一</sub>日限。專可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>儀制令<sub>一</sub>者。(中略)但日限。依<sub>二</sub>儀制令<sub>一</sub>三日可<sub>レ</sub>服耳。」とあり、期間は、儀制令によつて三日間と定められており、「可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>發喪日<sub>一</sub>。此日可<sub>レ</sub>服者」と、喪を發したその日から着服することになっていた。〔令集解〕喪葬令)尚、薨奏日と着服日の関係であるが、『小右記』の時代は、ほぼ同日であるが、それより以前の仁明天皇、清和天皇の頃は同日ではなく、陽成天皇の頃、九世紀末から同日に行われるようになったという(一)。天皇は、この令が

定める規定を守り錫紵を着し、除すことになる。

今回の小稿では論じないが、今後の研究の対象となるので、天皇の実父・実母にあたる一等親が死去した場合の素服の期間もあげておいた。この時、どのような素服を着用したのか、錫紵とどのような違いがあるのかは、三条天皇が、父の冷泉天皇が亡くなったときに着用したものが『権記』に記されている。〔主上此夜服<sub>二</sub>縷麻御倚盧<sub>一</sub>云々。〕〔権記〕寛弘八年十一月十六日条)とあり、麻の素服であった。

天皇の父母の場合の期間は十三日間と定められており、同じく喪葬令に「凡服<sub>二</sub>紀者<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>君父母及夫本主<sub>一</sub>一年。祖父母。養父母。五月。曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。兄弟姉妹。夫之父母。嫡子。三月。高祖父母。舅。姨。嫡母。繼母。繼父同居。異父兄弟姉妹。衆子。嫡孫。一月。衆孫。從父兄弟姉妹。兄弟子。七日。」〔令集解〕喪葬令)とあり、このうちの「為<sub>二</sub>君父母及夫本主<sub>一</sub>一年。」と、あるように実父、実母が亡くなると服喪期間は一年間となり、月を日に換算して十三日となる。「一年謂。以<sub>二</sub>十三月<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>限。不<sub>レ</sub>計<sub>二</sub>潤月<sub>一</sub>。其五月以下。並皆計<sub>二</sub>日也。」「二年服者。以<sub>二</sub>十三月<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>限。五月以下計<sub>二</sub>日先宜。」〔令集解〕喪葬令)一年は、閏年を含まず十三ヶ月と

し、さらに日に換算して十三日とするのである。この十三日間運用が始まったのは淳和天皇・仁明天皇・文徳天皇からとされている<sup>(2)</sup>。素服期間においても、通常の十三日間ばかりでなく、十四日間や十五日間というものもあり、諸道の博士達の議論によるものか<sup>(3)</sup>、それとも早い時期から陰陽道の禁忌を避けるための延長が行われていたのか検証する必要がある。

昌子内親王が崩御した際に、一条天皇の錫紵を如何に行うのかを決めるために、藤原行成が藤原順子、正子内親王、藤原温子など過去の皇太后が対象者になった場合の事例を引いている。このうち、最も古い貞観十三年九月二十八日に崩御した藤原順子を対象とした清和天皇の錫紵事が慣例となって引き継がれてきたことがわかる。『権記』には「諸道勅文 朝議定、心喪五月、制<sub>レ</sub>服三日、」(『権記』長保元年十二月五日条)とあり、諸道の博士の協議によって三日間の着服が定められた。ついで、延喜七年六月八日に崩御した藤原温子の場合も、当時の紀伝・明経・明法等博士たちに対する勘申が行われ、決着がつかないなか藤原菅根が「准<sub>二</sub>諸儒勅文<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>三日御服<sub>一</sub>、」(『権記』同日条)と、順子の前例に従うべきだと主張し、三日間とした。天皇の二等親には当たらない、皇太后が崩御した場合の錫

紵期間は、こうした前例をもとに慣例化した。

#### 天皇の錫紵期間と素服期間(天皇の父母)について

天皇の錫紵事については、古記録に多く記載があり、ここにあげた人物の記録を見つけることができた。今回、調べた限りでは、『貞信公記』『九曆』『小右記』『権記』『御堂閔白記』『親信卿記』『左経記』『中右記』『小記目録』『西宮記』『日本紀略』『政事要略』などにみられる。これらの史料からその期間を整理し、イレギュラーの発生、期間が延長されたり、短縮されたりした事例について詳しく検証する。ここに書きだした人物の条件は、記事に素服または錫紵と記されていること、着除の月日が記されているものに限定した。故人と( )内はその時に錫紵を着した天皇と故人との関係と等親である。

#### 錫紵期間

・三日間(規定通り)

後一条天皇(後朱雀天皇・実兄・二等親)『左経記』

源兼子(円融天皇・祖母・二等親)『親信卿記』

榮子内親王・盛子内親王(一条天皇・叔母・二等親)『権記』

藤原定子（一条天皇・皇后）『権記』『日本紀略』

永平親王（一条天皇・叔父・二等親）『小右記』

藤原兼家（一条天皇・外祖父・二等親）『小右記』『小記目録』『本朝世紀』

保明親王（醍醐天皇・嫡子・一等親）『西宮記』『日本紀略』

源自明（村上天皇・兄・二等親）『九曆』『日本紀略』

源惟時（醍醐天皇・不明）『西宮記』

藤原安子（村上天皇・中宮）『西宮記』『北山抄』

藤原順子（清和天皇・祖母・二等親）『権記』『中右記』『西宮記』

宮記』

藤原温子（醍醐天皇・養母・一等親）『権記』『日本紀略』

『扶桑略記』『西宮記』

康子内親王（村上天皇・姉・二等親）『九曆』『日本紀略』

式明親王（村上天皇・兄・二等親）『小右記』『西宮記』『日本紀略』※御衰日に錫紵を除く。

均子内親王（醍醐天皇・妹・二等親）『小右記』『貞信公記』

『日本紀略』※重日に錫紵を除く。

敦康親王（後一条天皇・兄・二等親）『小右記』※重日に錫紵を除く。

雅子内親王（村上天皇・姉・二等親）『西宮記』※復日に錫紵を除く。

・四日間（一日延長）

尊子内親王（花山天皇・姉・二等親）『小右記』

勤子内親王（朱雀天皇・姉・二等親）『小右記』『日本紀略』

『本朝世紀』

重明親王（村上天皇・兄・二等親）『小右記』『扶桑略記』

『一代要記』

藤原道長（後一条天皇・外祖父・二等親）『小右記』

字多天皇（朱雀天皇・祖父・二等親）『日本紀略』『貞信公記』

抄『扶桑略記』『西宮記』

藤原皇子（円融天皇・中宮）『小記目録』『日本紀略』

・二日間（一日短縮）

昭平親王（三条天皇・叔父・二等親）『小右記』『西宮記』

・錫紵の期間を設けなかった

昌子内親王（一条天皇・天皇の二親等とはみなさず）『小右記』『権記』

素服期間（天皇の父母）

・十三日間

仁明天皇（文德天皇・実父・一等親）『日本紀略』

文德天皇（清和天皇・実父・一等親）『日本紀略』『日本文徳

天皇実録』

### 陰陽道の禁忌の影響

藤原穩子（村上天皇・実母・一等親）『九曆』『西宮記』『日本紀略』

村上天皇（冷泉天皇・実父・一等親）『日本紀略』『本朝世紀』

円融天皇（二条天皇・実父・一等親）『小記目録』『日本紀略』

藤原詮子（二条天皇・実母・一等親）『権記』『小記目録』『日本紀略』※『日本紀略』では錫紵と記載されている。

・十四日間

光孝天皇（宇多天皇・実父・一等親）『日本紀略』

冷泉天皇（三条天皇・実父・一等親）『小右記』『権記』『御堂関白記』『日本紀略』

・十五日間

淳和天皇（仁明天皇・叔父、父に擬す。一等親）『日本紀略』

今回の小稿では、天皇の錫紵事に陰陽道の禁忌がどのような影響を及ぼしたのかを論じる。錫紵事は、陰陽道の禁忌のほか神今食、相撲節会などの宮中の年中行事との日程調整でも影響をうける例もあるが、当時の為政者たちが最も気を使ったのが、陰陽道の禁忌であることが『小右記』や『権記』からうかがえる。ここで言う陰陽道の禁忌とは、日記を記す具註曆に曆注として書き込まれている悪日や物忌などのことを指す。

『小右記』を読むと「引見曆二」（『小右記』長和二年二月二十六日条、寛仁二年四月九日条、長元五年十一月二十九日条など）とあり、朝廷の儀式や年中行事はもとより、家の行事、寺への参詣など外出に至るまで、必ず曆を見て、曆注の吉凶を確認してから行動に移っており、平安貴族にとって曆の曆注は日常生活を営む上で欠かすことのできないものであったことがわかる。そして、守るべきものであったことがわかる。また、これらの陰陽道の禁忌に対する知識を有していないと宮中行事を取り仕切ることができなかつたということもわかる。『小右記』

や『権記』の記述によると、彼らが細心の注意を払いながら陰陽道の禁忌に対処しており、突発的な事件の発生、それに伴う日程の変更などに瞬時に対応する能力を持っていたことがわかる。彼らは対応能力を磨くために、陰陽家と交わり、書物を読み、新しい知識を蓄え、前例を引くための記録を収集し、自身の経験の後世に伝えるために自らも記録し、それが『小右記』や『権記』というかたちで伝えられた。

陰陽道の禁忌に触れないよう諸行事を行おうとすると、どうしても延期や期間の延長などイレギュラーな事態が発生してしまう。それは、天皇の錫紵事においても同じで、特に凶事である錫紵事には気を使ったようである。小稿では、錫紵期間中に何らかのイレギュラーが発生した事例を取り上げ、期間が延長されたり、縮められたり、禁忌とされる日に着除が行われたりする事例を取り上げ、陰陽道の禁忌が及ぼした影響と為政者たちがとった対応策を検証する。対象となる事例を見つけるために古記録を探してみたが、イレギュラーの発生状況や原因が詳しく記されていたのが、藤原実資の『小右記』であった。また、昌子内親王、藤原定子、藤原詮子、冷泉天皇については藤原行成の『権記』に詳しく記載があるが、陰陽道の禁忌に触れ

た場合の日程変更やその場合の対処の仕方が記載されていたのが『小右記』であったため、藤原実資の『小右記』を中心に論じることにした。

### 『小右記』に見える錫紵事

『小右記』とは、藤原道長と同時代を生き、知識人貴族と呼ばれ、後に右大臣に昇る藤原実資が、円融天皇から後朱雀天皇まで五十年余りにわたって書き記した日記である。当時の朝廷の儀式運営、貴族の日常生活を知るうえで欠かすことのできない史料である。

『小右記』に見えるのは、永平親王、尊子内親王、資子内親王（錫紵を除く記事がなく、対象とせず）、藤原道長、昭平親王、敦康親王、そして道長の葬送事の記事の中で事例として取り上げられている勤子内親王・重明親王・式明親王・均子内親王らいずれも天皇の二等親にあたる人々である。これらの人の事例を取り上げ、それぞれの錫紵期間と延長した理由、禁忌を述べる。年代順ではなく、以下の例示別に分類する。

①規定通りの三日間で終了した場合。

表一 『小右記』に見える天皇の錫紵事の表。

対象者	天皇	死去	薨奏・着す日	西暦	除く日	期間	出典	理由
均子内親王	醍醐		延喜十年二月二十五日	九一〇	延喜十年二月二十七日 (重日)	三日間	小右記	重日に除いた例
勤子内親王	朱雀	天慶元年十一月五日	天慶元年十一月九日	九三八	天慶元年十一月十二日	四日間	小右記	十一日が御衰日のため延長
重明親王	村上	天曆八年九月十四日	天曆八年九月二十日	九五二	天曆八年九月二十三日	四日間	小右記	九月二十二日が重日のため延長
式明親王	村上	康保三年十二月十七日	康保三年十二月二十二日	九六六	康保三年十二月二十四日 (御衰日)	三日間	小右記	十二月二十四日の御衰日に除く
尊子内親王	花山	寛和元年五月二日	寛和元年五月二十七日	九八四	寛和元年六月一日寅初刻	四日間	小右記	二十九日が復日であったため延長
永平親王	一条	永延二年十月十三日	永延二年十一月二十三日 戌一点	九八八	永延二年十一月二十五日	三日間	小右記	日を縮めて除いた例
昭平親王	三条	長和二年六月二十八日	長和二年七月十七日	一〇一三	長和二年七月十八日	二日間	小右記	日を縮めて除いた例
敦康親王 (式部卿親王)	後一条	寛仁二年十二月十七日 未時	寛仁二年十二月二十七日	一〇一八	寛仁二年十二月二十九日 (重日)夜半	三日間	小右記	重日に除いた例
藤原道長	後一条	万寿四年十二月四日	万寿四年十二月七日	一〇二七	万寿四年十二月十日 卯時	四日間	小右記	九日が重日のため延長

② 陰陽道の禁忌や年中行事の日程などと重なり、錫紵期間を延長した場合。

・『小右記』の記載 永延二年十一月十九日、二十三日。  
・出自と概略 村上天皇の第八皇子、四品兵部卿。母は、左大臣藤原師尹女芳子。

③ 同じ理由で短縮した場合。

④ 陰陽道の禁忌の日を何らかの事情で選択した場合。

・対象天皇 一条天皇。二親等にあたる。

① 錫紵の期間三日間、通常通り行われた場合。  
永平親王の例。

・薨去 永延二年十月十三日。  
・薨奏日と着服日 永延二年十一月二十三日。同日。  
・除いた日 不詳。

・実資の立場、正四位下。左中将、中宮権大夫、藏人頭。  
永平親王の錫紵の経過。

・十月十三日、丙寅。薨去。

・十一月二十三日、丙午。薨奏。戌一点、錫紵を着す。

・十一月二十五日、戊申。九坎。錫紵を除く。錫紵期間終了。

親王の薨奏と錫紵については、「来廿三日不<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>御衰日・御本命日・院御衰日・太后御衰日・摂政衰日」、仍彼廿三日可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>薨奏<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>」（十一月十九日条）と、一条天皇の御衰日・御本命日・円融院の御衰日・太后藤原詮子の御衰日・摂政藤原兼家の衰日に当たらないということで、二十三日に薨奏と錫紵を着けることが決定された。

永平親王の葬送事は、「依<sub>レ</sub>御物忌<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>詞奏聞、奏文留候<sub>一</sub>」（同二十三日条）と、二十三日の薨奏は天皇の物忌であったので、奏文ではなく口頭で奏上された。その後、衰日など陰陽道の禁忌に触れる日がなかったことから、服喪は期間通り、三日間で終了している。

この日の記事により、薨奏は、天皇本人、その父母（円融院と詮子）、外祖父・一上（兼家）の衰日と天皇の本命日にさえあたらなければ実施してもいいという考え方である。最も運氣

が弱るとされる陰陽道の禁忌である衰日と本命日は回避される対象であった。

薨奏の日から三日間が錫紵の期間にあたるが、当日の二十三日条の記事によると、「今朝召<sub>二</sub>保遠於藏人所<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>擇<sub>レ</sub>申裁<sub>二</sub>縫錫紵<sub>一</sub>及着御又除御等時尅<sub>一</sub>」と、再び慶滋保遠を藏人所に呼び、錫紵を裁縫する時刻と着脱の時刻を選ばせている。「<sub>二</sub>百<sub>一</sub>内藏寮絹<sub>一</sub>、度<sub>二</sub>縫殿<sub>一</sub>中<sub>二</sub>點<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>裁染<sub>一</sub>、戌<sub>一</sub>一點着御之<sub>一</sub>」（同二十三日条）によると、縫殿寮に製作を申し付けるのは申の一点（午後三時頃）、錫紵を着すのが戌の一点（午後七時頃）である。除す時間の記載はなく、「從<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>三個日<sub>一</sub>不<sub>二</sub>音奏<sub>一</sub>」（同二十三日条）と、三日間音を奏せずとしている。この後、『小右記』に脱した日と時間の記事はないが、問題が発生したという記事も見当たらないので、規定通り三日間行われ、十一月二十五日に期間を終えていると想定する。ただ、気になるのは、十一月二十五日は戊申で九坎<sub>④</sub>にあたるが、陰陽家たちの指摘もなく、実資も言及していないので、九坎、即ち坎日は錫紵を除く行為に影響しないという判断がなされたのである。

② 錫紵の期間四日間。陰陽道の禁忌である復日と忌火御膳、齋月による延長。

尊子内親王の例。

・『小右記』の記載 寛和元年五月二十七日、二十九日。

・出自と概略 冷泉院二宮。二品。円融天皇女御。花山天皇の同母姉。

・対象天皇 花山天皇。二親等に当たる。

・薨去 寛和元年五月二日。

・薨奏日と着した日 寛和元年五月二十七日。

・除いた日 寛和元年五月二十九日半夜（翌日に日が変わる直前）。

・延長理由 三日目にあたる五月二十九日が復日に当たると、延長。

・実資の立場 従四位上。中将、中宮亮、藏人頭。

尊子内親王の錫紵経過。

・五月二日、丙午。薨去。

・五月二十七日、辛未。薨奏。錫紵を着す。

・五月二十八日、壬申。

・五月二十九日、癸酉。復日。本来の錫紵期間終了日。

・六月一日、甲戌。忌火御膳。寅の初刻（午前三時頃）に錫紵を除く。

実資は、寛和元年五月二十七日に尊子内親王の薨奏が行われたことを知り、今まで延引されていたことを疑問視している。薨去から二十五日も経過して薨奏が行われていることに対して、期間が長すぎるのではないかとみている。

『小右記』寛和元年五月二十九日、薨奏から三日目にあたるこの日に「今日可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>除<sub>二</sub>錫紵<sub>一</sub>給、晴明勘<sub>二</sub>申<sub>一</sub>戊時」、又追申送云、今日復日也、明日卯時宜<sub>レ</sub>坎、」（寛和元年五月二十九日条）と、陰陽家の安倍晴明が錫紵事を勘申ししてきた。錫紵を除く当日になって、今日は復日で陰陽道の禁忌にあたりますから、今日はやめて、明日の卯の時、午前五時から七時に除いた方がよろしいですと言ってきたのである。復日とは、具注暦の下段に記される暦注で、この日に吉事を行うと吉が重なって良いのであるが、反対に凶事を行えば凶が重なるという日である（5）。当然、凶事である錫紵を行うにはよろしくない日とされた。『西宮記』卷十二凶事に「御本命日及朔日重復日不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>凶事<sub>一</sub>」とあり、避けるべき日としている。晴明は、これを理由に次の日に延期することが望ましいと申し出たのである。

それならば、錫紵の期間を設定した際には、すでに暦注で二十九日は復日だとわかっているはずである。しかし、その時は見過ごし、当日になってから変更を伝えてくるのは疑問である。

突然言われた実資をはじめとする藏人所の役人たちは大変である。天皇をはじめ大臣たち、担当の役所にも伝えなければならぬ、しかも困ったことに「明日は供<sub>二</sub>忌火御膳<sub>一</sub>、又齋月也。」(同日条)と、明日は、六月一日で忌火御膳を供す日、齋月になるのである。仏事である錫紵を行うのが容易にできない日であり、月であった。「及<sub>二</sub>明日<sub>一</sub>如何、又被<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>日數<sub>一</sub>如何。」(同日条)明日に及ぶのはいかなるものか、日數を過ぎてしまうのはいかなるものかと慌てるどころに藏人の藤原宣孝が「延喜間過<sub>二</sub>日數<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>之例。」(同日条)と、延喜年間に錫紵期間を過ぎた例があると報告してきた。調べてみると確かに「在<sub>二</sub>延喜九年<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>此例<sub>一</sub>、既及<sub>二</sub>齋月<sub>一</sub>、若以<sub>二</sub>半夜<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>除如何。」(同日条)と、宣孝が示した通り、その例は延喜九年にあったが、今回はすでに齋月に及んでいるため、この例には合わないのだ、半夜に除すしか方法がないと結論を出しかけたのであるが、花山天皇の命で再度、安倍晴明を呼び、もう一度正確な日時を問うことになる。晴明は、「明日寅初剋<sub>二</sub>丑<sub>一</sub>」(同

日条)と、明日の寅の初刻(午前三時頃)に除くのがいいと勘申した。この頃の一日の終わりは寅の刻である。すなわち、日付が変わる瞬間に、五月二十九日と六月一日の合間で執り行うのがいいと言ってきた。これは、何とも綱渡りのな折衷案で、陰陽道的な答えでもなく、暦についての多少の知識がある人間なら誰でも考えつきそうな答えであった。「猶不<sub>二</sub>甘心<sub>一</sub>之事也。」(同日条)と、実資が納得いかないのも無理はない。無理はないが、晴明が示したこの方法しか他に手段がなく、日付が変わる瞬間を狙って錫紵が除された。

尊子内親王の事例での結論は、錫紵を除すにあたり陰陽道の禁忌にあたる復日は避けること、避けることで期間が四日間延長されても、前例を示せば問題なく儀式が執り行えるということである。しかし、それには陰陽家の意見が反映されることである。藏人所の役人にとって、急な日程の変更、陰陽道の禁忌の発生に備えて、いつでも前例を出せるように備えておくことの必要性が問われた事例であった。この時の経験が、実資の豊富な情報の収集、今というデータベースの蓄積につながったのではないだろうか。

この実資の豊富な知識が大いに發揮されたのが、藤原道長が死去した時である。最高権力者の死に際して、頼通を中心に朝廷内が俄かに慌ただしくなってくる。それぞれの担当者から、薨奏に関わる儀式の順序のことや、使用する衣服のこと、年末から正月にかけての儀式や年中行事の取り扱いについて停止や延期の指示を仰いでくる。この中で、後一条天皇の錫紵は如何に行われたのであろうか、実資の指示はどのようなものだったのか検証してみる。

②藤原道長の例。道長の場合も錫紵の期間が、四日間に及んだ事例である。

- ・『小右記』の記載 萬壽四年十二月五日、六日、七日、十日。
- ・出自と概略 藤原兼家の五男。前摂政、太政大臣。
- ・対象天皇 後一条天皇。外祖父にあたり二親等。
- ・入滅日 萬壽四年十二月四日。
- ・薨奏日と着した日 萬壽四年十二月七日。
- ・除いた日 萬壽四年十二月十日 卯の時(午前五時から七時)。
- ・延長の理由 三日目にあたる十二月九日が重日だったため。

・実資の立場 正二位。右大臣、右大將、皇太弟傳。

『小右記』萬壽四年十二月五日の記事によると、宮道式光が、昨夜に道長が亡くなり、子の刻(午後十一時から午前一時)に入棺し、七日に葬送があると伝えてくる。六日になって、天皇の薨奏と錫紵について頭中將源頼基が指示を仰いできた。関白藤原頼通の問に対して、実資は「明日可<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>葬送事<sub>一</sub>、同日可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>薨奏・御錫紵・警固<sub>一</sub>、關等事<sub>一</sub>、(六日条)」と、七日に葬送事を行うならば、同じ日に薨奏・錫紵・警固・固關等を行うべきだが、七日に錫紵を着す場合、「明日服着、錫紵令<sub>レ</sub>除給之日當<sub>二</sub>重日<sub>一</sub>、尋<sub>二</sub>前跡<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>坎<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>縮<sub>二</sub>日數<sub>一</sub>、將可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>延<sub>二</sub>坎<sub>一</sub>」(同日条)と、錫紵を除く日が重日に当たってしまうので、前例を調べて行うよう、また七日に錫紵を行った場合は、重日を避けるために日数を縮めるのか、そうではなく、延ばすべきであると返答した。

道長の錫紵の経過。

- ・十二月七日、癸酉。薨奏・錫紵着・警固・固關を行う。
- ・十二月八日、甲戌。
- ・十二月九日、乙亥。重日。錫紵三日目。本来の期間終了日。
- ・十二月十日、丙子。帰忌。錫紵四日目。錫紵を除す。

この日程では、本来の期間終了日は重日にあたり、翌日なら禁忌にあたらないので、期間を四日間に延長して行えばいいという考え方である。

頼通は、「明日可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行警固・、關事<sub>一</sub>、御錫紵日數不<sub>レ</sub>滿<sub>一</sub>限日<sub>一</sub>事頗可<sub>レ</sub>輕坎、先行<sub>一</sub>固關事<sub>一</sub>、又擇<sub>一</sub>吉日<sub>一</sub>薨奏、警固・々關等同日被<sub>レ</sub>行如何、又廢朝日數有<sub>下</sub>過<sub>一</sub>御錫紵日數<sub>一</sub>之例<sub>上</sub>坎<sub>一</sub>(六日条)と、薨奏、警固・固關等は、吉日を選んで同じ日に行わなければならないが、錫紵の期間については、三日間という日数に拘らず、廢朝の日数が錫紵の日数を過ぎる例があるのかと尋ねてきた。実資は、「仰<sub>一</sub>大外記頼隆<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>勘<sub>一</sub>申<sub>一</sub>前例<sub>一</sub>、以<sub>一</sub>其勘文<sub>一</sub>明日令<sub>レ</sub>見<sub>一</sub>下官<sub>一</sub>」と、大外記清原頼隆に対して、前例を調べて勘文をつくり、それを自分に見せるように命じている。錫紵の期間に、重日などの陰陽道の禁忌が入った場合は、三日間という期間に拘ることなく、延長してもかまわないが、但し、延長するには前例をあげて説明しなければならぬと言っているのである。

清原頼隆が勘文であげて、実資に示した前例。萬壽四年十二月七日条に記載。

## ②錫紵の期間四日間の事例。

### 勤子内親王の例

・出自と概略 醍醐天皇第五皇女。四品。母は更衣源周子。藤原師輔室。

・対象天皇 朱雀天皇。天皇の姉にあたり、二親等にあたる。

・薨去 天慶元年十一月五日。

・薨奏日と着した日 天慶元年十一月九日。

・除いた日 天慶元年十一月十二日。

・延長理由 三日目にあたる十一月十一日が朱雀天皇の御衰日に当たったため延長。

朱雀天皇の錫紵の経過

・十一月九日、壬子。薨奏。錫紵を着す。

・十一月十日、癸丑。

・十一月十一日、甲寅。三日目。本来の終了日。朱雀天皇の御衰日。

・十一月十二日、乙卯。四日目。錫紵を除す。

朱雀天皇は、延長元年七月二十四日生まれ、この年数え年で十六歳。この年の行年衰日は、寅と申の日<sup>(6)</sup>。三日目の十一日は甲寅の日で天皇の衰日に当たったため、一日延長して四日

間となった。

②重明親王の例。四日間。

・出自と概略 醍醐天皇第四皇子。三品。式部卿。母は更衣源昇女。吏部王。

・対象天皇 村上天皇。天皇の兄にあたり、二親等にあたる。

・薨去 天曆八年九月十四日。

・薨奏日と着した日 天曆八年九月二十日。

・除いた日 天曆八年九月二十三日。

・延長理由 三日目にあたる九月二十二日が重日に当たったため延長。

村上天皇錫紵の経過

・九月二十日、辛卯。薨奏。錫紵を着す。

・九月二十一日、壬辰。

・九月二十二日、癸巳。三日目。重日。本来の終了日。

・九月二十三日、甲午。四日目。錫紵を除す。

④錫紵の期間三日間。御衰日に除いた事例。  
式明親王の例。

・出自と概略 醍醐天皇第六皇子。三品。中務卿。母は源和子。

・対象天皇 村上天皇。天皇の兄にあたり、二親等にあたる。

・薨去 康保三年十二月十七日。

・薨奏日と着した日 康保三年十二月二十一日。

・除いた日 康保三年十二月二十四日。

・御衰日に除いた理由 実資の説明によると「避(復日)給也」

(『小右記』萬壽四年十二月七日条) 復日にあたったが、規定通り三日間で終了した。

村上天皇錫紵の経過

・十二月二十二日、壬午。薨奏。錫紵を着す。

・十二月二十三日、癸未。

・十二月二十四日、甲申。御衰日。錫紵を除く。規定通り三日目。

目。

・十二月二十五日、乙酉。

・十二月二十六日、丙戌。本命日。

村上天皇は、延長四年六月二日生まれで、この年数え年で四十一歳。この年の行年衰日は、寅と申の日。従って、十二月二十四日は衰日にあたる。先に述べた通り、凶事を行ってはいけ

ない日とされる。翌日の二十五日は、調べる限り陰陽道の禁忌ではなく、実資が言っている「復日を避ける」でもない。一日延長して二十五日行えば、いけないとされる衰日にわざわざ除く必要はない。なぜ、延長されず衰日に除くことになったのか、今のところわからない。『西宮記』卷十二「天皇錫紵儀」に「康保三、式明親王薨日不<sub>レ</sub>量、知除日<sub>一</sub>復日除給、雖<sub>レ</sub>御物忌、出御簾<sub>一</sub>外着給、」とあり、ここでも復日に除いたとされている。物忌の期間中だったのである。更に、二十六日は天皇の本命日にあたり、最も凶事をしてはいけないとする日なので、複雑に禁忌が重なってしまったのであろう。

④ 錫紵の期間三日間。重日に除いた事例  
均子内親王の例。

- ・ 出自と概略 宇多天皇女。母は藤原温子。敦慶親王妃。
- ・ 対象天皇 醍醐天皇。天皇の異母妹にあたり、二親等にあたる。
- ・ 薨奏日と着した日 延喜十年二月二十五日。
- ・ 除いた日 延喜十年二月二十七日。重日。
- ・ 重日に除いた理由 一日延長して四日間とした場合、醍醐天

皇の衰日に当たってしまうから。

醍醐天皇錫紵の日程

- ・ 二月二十五日、乙酉。薨奏。錫紵を着す。
  - ・ 二月二十六日、丙戌。
  - ・ 二月二十七日、丁亥。三日目。重日。錫紵を除す。規定通り三日目。
  - ・ 二月二十八日、戊子。御衰日。
- 醍醐天皇は、元慶九年一月十八日生まれで、この年数え年二十六歳。この年の行年衰日は、子の日と午の日。期間を一日延長して四日間になると、醍醐天皇の衰日に当たってしまい、重日であっても規定通り三日間で除いたのであろう。重日か衰日かの選択の場合、この時は、天皇の衰日の方を重く見て重日に除いたのである。

実資は、「御衰日・重日例不<sub>レ</sub>宜、前太政大臣御事能避<sub>二</sub>事忌<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、」（萬壽四年十二月七日条）と、衰日と重日に除く例はよろしくないとして、道長の葬送行事は、事忌を避けて行うべきであると述べている。「前太政大臣者雖<sub>二</sub>臣下<sub>一</sub>外祖父也、」（萬壽四年十二月六日条）と、天皇の外祖父にあたる

人物なのだから、前例に基づいて、後世に恥じぬようきつちり  
と行うべきであると言っている。「日限不<sub>レ</sub>満之例側所<sub>レ</sub>覺也、  
而未<sub>三</sub>尋出<sub>二</sub>、抑日數減例与延行例只可<sub>レ</sub>在御定者也、」(十二  
月七日条)三日の期間を満たさずして終了した例、日数を減ら  
した例と延ばして行った例はあるはずだと、この大概を賴隆  
に伝えている。

一連の道長の葬送事は、実資の助言に基づいて「今日薨奏・  
服御錫紵事・警固・、關可<sub>レ</sub>行也、錫紵四个日除給有<sub>三</sub>兩度  
例<sub>一</sub>、尤佳事也、依<sub>二</sub>彼等例<sub>一</sub>及<sub>三</sub>四个日<sub>二</sub>除給也」(同日条)と、  
錫紵の期間を一日延長して四日間を除いた勤子内親王の例と重  
明親王の例を前例として四日間を除くことに決定した。最も良  
いことだと綴っている。

④錫紵の期間三日間。重日に除いた事例。

敦康親王(式部卿親王)の例。

- ・『小右記』の記載 寛仁二年十二月二十六日、二十七日。
- ・出自と概略 一条天皇の第一皇子。母は藤原定子。
- ・対象天皇 後一条天皇。天皇の異母兄で二親等にあたる。
- ・薨去 寛仁二年十二月十七日。

- ・薨奏日と着した日 寛仁二年十二月二十七日。
- ・除いた日 寛仁二年十二月二十九日の夜半。
- ・実資の立場 正二位。大納言、右大將。
- ・後一条天皇の錫紵経過。

- ・十二月十七日、乙巳。薨去。
- ・十二月二十七日、乙卯。薨奏。亥の時、錫紵を着す。
- ・十二月二十八日、丙辰。御衰日。
- ・十二月二十九日、丁巳。錫紵期間、三日目。重日。夜半に除く。
- ・十二月三十日、戊午。復日。
- ・正月一日、己未。御衰日。

『小右記』十二月二十七日条で「今夜可<sub>レ</sub>着<sub>三</sub>御錫紵<sub>一</sub>、無<sub>下</sub>  
可<sub>レ</sub>除給之日、廿九日重日、明日坎日、」と、あるように凶  
日ばかりが並び、「無<sub>下</sub>可<sub>レ</sub>除給之日、」と、錫紵を着した日  
以外に除く日がないという厳しい日程である。この時、担当し  
た陰陽家は安倍吉平であった。どの日に除けばいいのか判断が  
難しい中で、吉平は、「吉平申云、重日有<sub>レ</sub>例、三年坎日猶可<sub>レ</sub>  
忌避御、但今日着御日内除御<sub>宜</sub>坎、」(二十七日条)と、康保  
三年に重日に除いた例があるとして、坎日に除くことは忌避す

べきだが、重日なら前例があるので二十九日に除すことを進言している。ただ、着した当日に除すことが最善であるとも進言した。

「坎日」とは、出行を怠む暦注で百事を挙げるのに凶とする、九坎という。しかし、二十八日は九坎ではなく、後一条天皇の衰日にあたる。後一条天皇は、寛弘五年生まれで、この年数え年で十一歳、行年衰日は辰の日と戌の日である。二十八日は辰の日、まさに凶事を最も避けなければならない日である。吉平が言った坎日とは、九坎を指すのではなく、天皇の衰日を指しており、除くことを避けなければならないと主張したのである。衰日と重日では、除いた前例のある重日の方が、事故が起これないかと判断したのである。延長して四日間にしても、三十日は復日で、この日も凶事は行えない、しかも晦日である。結局のところ、吉平の意見に従い、規定通り三日目の二十九日に「主上去廿七日着御錫紵、今夜、半除給云々、依重日用二夜半云々、」（二十九日条）と、重日であるため夜半に錫紵を除くことになり、行っている。吉平が用いた康保三年の例とは、萬壽四年の道長の時にも引用された式明親王の事例であるが、親王の場合は重日ではなく、村上天皇の衰日に除いてい

るのであるが、まだ、他に例があるのか、詳細は不明である。

ここで、気になるのが、吉平が言った「今日着御日内除御宜坎」ということである。錫紵の期間を縮めるという提案である。実資は、錫紵の期間について延長することに対しては、柔軟に対応するが、短縮することには非常に慎重である。吉平の言う通り、着した当日に除けば、わざわざ禁忌の日に除く必要がないのにも関わらず、重日の日を選択している。短縮したくない理由がどこにあるのか、期間を短縮した唯一の事例である昭平親王の例を見てみる。

③錫紵の期間二日間。期間を縮めて行った事例。

昭平親王の例。

・『小右記』の記載 長和二年七月六日、十六日、十七日、十八日。

・出自と概略 村上天皇第五皇子。母は更衣藤原正妃。

・対象天皇 三条天皇。天皇の叔父で二親等にあたる。

・薨去 長和二年六月二十八日。

・薨奏日と着した日 長和二年七月十七日。

・除いた日 長和二年七月十八日。

・実資の立場 正二位。大納言、右大将。

三条天皇の錫紵経過。

・七月十七日、丁未。薨奏。戊の剋、錫紵を着す。

・七月十八日、戊申。錫紵を除す。道長の哀日。

・七月十九日、己酉。御哀日。

・七月二十日、庚戌。復日。相撲召仰。

昭平親王の薨奏・錫紵までの流れ。

『小右記』長和二年七月六日条によると。頭弁藤原朝経が

「令着錫紵給之日・薨奏之日不<sub>レ</sub>同日例侍乎、薨奏事可<sub>レ</sub>避<sub>二</sub>

一上御忌<sub>二</sub>歟、薨奏延及<sub>二</sub>相撲之期<sub>一</sub>、若過<sub>二</sub>相撲之後有<sub>二</sub>件奏<sub>一</sub>

者、音楽事難<sub>レ</sub>行歟、」と、錫紵を着す日と薨奏の日が同日では

ない例はないか、薨奏は左大臣藤原道長の哀日を除いて行うべ

きであろうか、また、薨奏事が伸びれば相撲の時期に及んでし

まう、相撲が済んでから薨奏を行えば音楽事を行うのは難しい

のかなどを尋ねてきた。六月二十八日に昭平親王が亡くなり、

その一連の葬送行事が年中行事の相撲節と被ってくるのである

。これに対して実資の答えは、

・錫紵を着す日と薨奏の日が同日ではない例はないかという問

について。

「不能<sub>二</sub>尋得<sub>一</sub>」（七月六日条）と、その例は見つけられない。

今までの錫紵の事例を検討しても、別の日に行ったという事例

はない。

・相撲召合と音楽の事の問について。

延喜七年七月二十八日の御記を引いて、美濃守源是恒が卒去

した際には相撲召合事を中止した。美濃守源是恒は、光孝天皇

の皇子で醍醐天皇には伯父、二親等にあたるため錫紵の対象者

となった。源是恒の例は、「御傍親」（長和二年七月六日条）よ

り相撲召合は中止となった。しかし、天慶六年七月二十七日に

薨去した元良親王の場合は、相撲召合の当日で、しかも音楽事

もあつた。それは、元良親王が朱雀天皇の御傍親ではなかつた

からである。元良親王は、陽成天皇の皇子で、朱雀天皇の二親

等には当たらない、錫紵も対象外である。故に、相撲召合も行わ

れ、音楽事もあつた。しかし、今回の昭平親王の場合は、御傍

親（天皇の叔父で二親等）であるので、左大臣の道長の判断を

仰ぐべきである。と、回答した。しかし、道長は、この時この

件について、なかなか判断を下さなかつた。娘の妍子の出産と

重なり、そちらの方に気持ち傾いていたからかもしれない。

・薨奏は左大臣藤原道長の哀日を除いて行うべきかという問に

対して。

「薨奏之日尤可避當時一上忌日」(同六日条)と、一上(道長)の忌日は避けるべきであろうと回答した。永延二年十一月十九日の永平親王薨去の際は、当時の一上、藤原兼家の哀日は避けて行われている。

昭平親王の場合は、相撲節が迫ってきている状況で、尚且つ道長の哀日、三条天皇の哀日もあって、まさに「一定大略無<sub>二</sub>宜日<sub>一</sub>」(同六日条)と、錫紵を除くための適当な日がないという状態であったが、昭平親王の薨奏が終わってから相撲召合があるべきだというのが実資の考えであった。

十六日、実資は道長に会い、昭平親王の薨奏と相撲節の日程について確認する。「薨奏以前今日可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相撲召仰<sub>一</sub>、明日可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>薨奏者<sub>一</sub>、是内<sub>レ</sub>議定<sub>二</sub>欵<sub>一</sub>」(『小右記』長和二年七月十六日条)と、十六日に召仰を行い、十七日に薨奏を行うという日程が内々で決められているとう話を確認するためである。この日程は、実資が考える最善の日程とは大きく異なる。実資は、道長に対して、「明日薨奏後御錫紵除給了、雖<sub>レ</sub>迫<sub>二</sub>相撲期<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>召仰<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>宜<sub>二</sub>欵<sub>一</sub>」(同十六日条)と、明日の薨奏の後に錫紵を除き、相撲の期間に迫っていても、その後に召仰があるのがよい

でしょうと、「薨以前有<sub>二</sub>召仰<sub>一</sub>、不快之事也」(同十六日条)と、薨奏の前に召仰があるのは、よろしくない、不快なことだと提案した。道長も実資の意図を汲んでおり、「明日薨奏、同着<sub>二</sub>御錫紵<sub>一</sub>、<sub>レ</sub>除却後、廿日有<sub>二</sub>召仰<sub>一</sub>、尤上計也」(同十六日条)と、回答した。十七日に薨奏を行い、錫紵を着し、除した後、二十日に召仰を行うというものである。しかし、この日程では、十八日は道長の哀日、十九日は三条天皇の哀日である。二十日に召仰を行うならば、十八日か十九日のどちらかの哀日に錫紵を除かなければならないことになる。十八日に設定すれば、前例がない一日短縮の二日間になってしまう。召仰を行うことは承知しているが、二十日に設定することを実資は予測していなかったようである。おそらく、実資は、召仰の日をもう少し後に遅らせるつもりではなかったのだろうか。召仰の日を遅らせれば、薨奏の後、錫紵の期間を一日延長すれば、復日ではあるが二十日に錫紵を除すことができる。そうすれば、三条天皇と道長の哀日を避けることができ、前例のある四日間で錫紵期間を終えることができる。無事に相撲節が迎えられると想定していたと思われる。しかし、道長は実資の思惑を察することなく、いきなり二十日に召仰を行うと決定した。

結局のところ、召仰の日の議論を除いても、十七日に薨奏、錫紵を着した場合、十八日は道長の衰日、十九日は三条天皇の衰日、二十日は復日と、一日延長しただけでは禁忌は避けられず二日間延長の前例をつくるか、道長の衰日を無視して一日短縮の前例をつくるしか方法がない事例であった。道長は、後者をとったかたちになった。

十七日、藤原懐平が消息で「相撲召仰廿日可<sub>レ</sub>侍云々、薨奏今日可<sub>レ</sub>侍也、但錫紵令<sub>レ</sub>除給事、日次不<sub>レ</sub>宜之時、延及<sub>二</sub>四个日<sub>一</sub>多<sub>二</sub>其例<sub>一</sub>侍、但縮<sub>二</sub>二个日<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>除給事、未<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>其例<sub>一</sub>侍、而此度<sub>二</sub>二日可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>除給<sub>一</sub>也、以下無<sub>レ</sub>先例<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、漏申<sub>二</sub>左府<sub>一</sub>侍、」(同十七日条)と、伝えてきた。懐平も道長の決定に納得がいかなのか、錫紵を除くことは、日次が良くない場合、四日間に延長した例はある。しかし、二日間に縮めた例は未だかつてない、先例がないことを道長に訴えた。しかし、道長は「何事之有哉」(同十七日条)と、「何事かあるであろうか」と、考え直す余地はまったくなく、「強難<sub>レ</sub>申侍」(同十七日条)と、それ以上、強く言えなかつたと実資に伝えてきた。しかし、日数を縮めることに納得がいかない実資は、「有<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>縮除<sub>二</sub>之事<sub>一</sub>、弥可<sub>レ</sub>縮<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>日易<sub>レ</sub>月之日數<sub>一</sub>坎、頗非<sub>二</sub>穩便<sub>一</sub>耳、」(同十七日

条)と、日を月に替えて日数を縮めるべきであろうか。頗る穩便ではないと皮肉っている。

昭平親王の錫紵は、道長の強い指示で、これまで前例のない二日間に縮めて行われたのだが、実資は、期間を縮めるということに強い抵抗感があった。錫紵を除す当日の十八日になつても、「今夜可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>除給<sub>一</sub>者、縮<sub>レ</sub>日令<sub>レ</sub>除給、未聞<sub>二</sub>其例<sub>一</sub>、」(同十八日条)と、書いている。儀制令で決まっている期間を縮めるといふ行為と、それを初めて行うのが自分たちであるという抵抗感を持つており、良からぬことが起きるかもしれないという不安も抱えていたのかも知れない。凶事に関して自分が前例のないことをする、前例をつくることに対して拒否感を持つていたのであろう、「左相國所<sub>二</sub>奏行<sub>一</sub>云々、」(同十八日条)と、道長が行つたことだと、念を押すように書いている。後の寛仁二年十二月の敦康親王の場合も日次が悪く、安倍吉平が、日次が悪く除く日がないので、着したその日のうちに除くのが最も宜しい、これなら陰陽道の禁忌に触れないからと提案したが、この案を否定して、前例が多く有る重日に行つてゐる。昭平親王の例は、良くない前例として、実資の中に留められることになつた。また、実資が陰陽道の禁忌を避けるということ以上に

法令で定められた期間を全うすることを遵守していたといえる。

錫紵期間を対象に陰陽道の禁忌に対する実資の考え方を見てきた。実資は禁忌に触れることを最も重要視していたのだろうと思っていたのであるが、そうではなく、実資がもつとも気にかけていたことは、担当する事案には必ず前例があるということと、法令で定められた期間を全うすることであった。

実資の錫紵を除く日の重要度を①から順にすると、その前例がない。

- ① 期間を縮めること。「儀制令」に定められた期間に違反。
- ② 御衰日に除くこと。最も忌むべき陰陽道の禁忌。
- ③ 復日に除くこと。陰陽道の禁忌。式明親王の例がある。
- ④ 重日に除くこと。期間を延長しても御衰日や復日にかかってしまう前例がある。
- ⑤ 期間を延長する。御衰日・復日・重日を避けて行う。前例が多く有る。

実資は、後輩たちに前例をしっかりと調べて「錫紵四个日除給有<sup>三</sup>両度例<sup>一</sup>、尤佳事也、依<sup>二</sup>彼等例<sup>一</sup>及<sup>三</sup>四个日<sup>一</sup>除給也」(萬壽

四年十二月七日条)と、御衰日・復日・重日を避けて期間を四日間に延長して行うことがよいと⑤で行うよう奨励している。

以上、『小右記』に見える事例の検証を行ったが、『小右記』以外に陰陽道の禁忌が影響を及ぼした事例を検証する。

- ・『西宮記』に記載された錫紵期間が延長された事例。
- ・宇多天皇の例。錫紵期間四日間。
- ・『西宮記』卷十二「裏書太上天皇皇祖母后崩條

・対象天皇 朱雀天皇。祖父。二等親。

・崩御 承平元年七月十九日。

・着した日 承平元年七月二十五日。

・除いた日 承平元年七月二十八日。

・延長理由 三日目にあたる七月二十七日が朱雀天皇の衰日にあたったため一日延長。

宇多天皇が崩御した時、孫の朱雀天皇は、延長元年七月二十四日生まれの数え年十歳になったばかり、衰日は子と午となり、三日目の七月二十七日は壬子、従って衰日となり、一日延長して四日間となった。

・『権記』に記載がある着服期間が延長された事例。この場合は、天皇の父母にあたる事例なので十三日間が基本となる。

・冷泉天皇の例。着服期間十四日間。

・『権記』寛弘八年十一月二十九日条。

・対象天皇 三条天皇。実父。一等親。

・崩御 寛弘八年十月二十四日。

・葬送日と着した日 寛弘八年十一月十六日。

・除いた日 寛弘八年十一月二十九日。

・延長理由 十三日目の十一月二十八日が復日だったため。

一日延長。

『権記』の寛弘八年十一月二十九日条には、「五七日當昨、然而依復日今日被行此御法事、又主上可令除凶服云々、戊刻云々、」とあり、前日の二十八日が本来の五七日法要と凶服を除く日であったが、二十八日が復日に当たるため一日延長され翌二十九日に行われた。

『西宮記』と『権記』の例でも、日程が陰陽道の禁忌に触れるなら、その日を回避して、一日期間が延長され、四日間、四日間とされた。

## まとめ

錫紵について、『小右記』に記載のある人物の例を見てきたが、その結果、薨奏を行って錫紵を着す日よりも、除く日、凶事ごとが終わる日に重点が置かれていたのではないかと思われる。陰陽家の安倍晴明や安倍吉平を呼び出して、如何にすれば陰陽道の禁忌に触れず安心安全に期間を終えることが出来るのかを議論しており、陰陽家も実資らが納得するような事例を多く集めて座に臨み、その議論の内容と過程、結果を『小右記』に詳しく記載しているからである。

前例を多く集めるのは、期間を延長したことや、禁忌の日に除いたことで後に災い起きていないことを確認するためである。過去に災い起きていなければ、今回も起こらないという確証を得てから執り行うためである。故に、前例が必要なのである。そこには、無事に凶事を終わらせなければならない官僚としての責務もあるが、陰陽家との意見交換を通して、如何にすれば無事に儀式を終わらせることが出来るのか、その答えを導きだすことに実資は関心があるのではないかと思われる。

今後に向けて

今回は『小右記』に記載のある事例を中心に陰陽道の禁忌のためにイレギュラーが発生した天皇の錫紵事をみてきた。しかし、素服を着す天皇の実父実母の素服期間のイレギュラーについては検証できなかった。こちらも、十四日間、十五日間という延長事例があるので、どのような状況下で延長の判断がなされたのか検証したい。淳和天皇、光孝天皇といった古い時代の天皇に延長が見られるので、陰陽道の禁忌がいつごろから影響を及ぼし始めたのか知るきっかけをつかみたい。

〔注〕

- (1) 増田美子「平安時代の葬送装束―素服を中心に―」『日本家政学会誌』Vol.51 No.4) 二〇〇〇年。
- (2) 稲田奈津子「日本古代の服喪と追善」(『日本古代の喪葬儀礼と律令制』吉川弘文館 二〇一五)
- (3) 同右。
- (4) 山下克明『平安時代と具注暦』(臨川書店 二〇一七)

(5) 同右。

(6) 土田直鎮「哀日管見」(『陰陽道叢書・古代』名著出版一九九一)

(7) 山下克明『平安時代と具注暦』(臨川書店 二〇一七)